

取 扱 基 準

名 称	鳥獣緩衝帯整備事業補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	大型獣類による被害を防止するため、集落等の生活圏とイノシシ等が生息する山地との間に見通しの良い地帯（緩衝帯）の整備を行う団体に補助金を交付するもの。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	助成件数 6件/年
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	直接、環境政策課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	刈り払い作業に用いる機械等の賃借料、消耗品、燃料、刈り払い作業を行ったものへの日当、刈り払った草等の処分費、刈り払い作業の委託に係る経費。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費の5分の4（上限200,000円）
	＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞ 大型獣類による人身被害防止対策に有益なことから。
開始時期	令和6年4月1日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市鳥獣緩衝帯整備事業補助金の交付を受けている旨の表示
	〔媒体〕 補助事業者予算書又は決算書、会報等
担当部署	環境部環境政策課 電 話 025-226-1359 e-mail kansei@city.niigata.lg.jp